

法と經濟の一般理論

藤田 勇著



日本評論社

藤田 勇著



日本評論社

藤田 勇 (ふじた・いさむ)

大正14年 出生

昭和27年 東京大学卒業

現在 東京大学社会科学研究所教授

主要著書・編集・翻訳

『社会主義的所有と契約』(東大出版会 1957年)

『ソビエト法理論史研究1917~1938』(岩波書店 1968年)

長谷川正安共編『文献研究・マルクス主義法学(戦前)』(日本評論社 1972年)

『文献選集マルクス主義法学』(学陽書房 1973年)

監訳『マルクス=レーニン主義 国家・法の一般理論』上・下(日本評論社 1973年)

昭和49年12月20日 第1版第1刷発行

昭和55年5月10日 第1版第8刷発行

法と経済の一般理論

著 者 藤 田 勇

発行者 小 林 昭 一

発行所 株式
会社 日本評論社

東京都新宿区須賀町14

電話東京(341) 6161(代)

振替・東京 0-16 郵便番号・160

印刷 第一印刷株式会社

製本 株式会社高陽堂

換印省略

Printed in Japan,

© 藤田勇 1974年

はしがき

本書は、一九六九年から一九七三年にかけて二二回にわたり『法学セミナー』誌に連載した『法と経済の一般理論』ノートに多少筆を加え、この「ノート」を書きはじめる機縁となった渡辺洋三編『現代法と経済』（講座『現代法』第七巻、一九六六年）所収の論文を巻末に付して一書にまとめたものである。

いま「はしがき」の筆をとろうとしてまず念頭に浮んでくるのは、一九六〇年代後半からの一〇年間に私がその中に身をおいていた一つの学問運動の進展である。それを私がどのように受けとめてきたかは、『法と経済の一般理論』をめぐって」（『現代法講義』、日本評論社、一九七〇年）、「七〇年代における民主主義法学の課題」（『法学セミナー』、一九七二年四月号）などの文章に記してある。日本の民主主義法学は、一九六〇年代に新しい段階にすすんだ。もし、その一語によって、それへとせり上ってきてそれから溢れ拡がってゆく、この国のあの時期の主客の状況全体を表象することができるとすれば、かの「安保闘争」こそ、民主主義法学の新段階の起点をなすものであったといえよう。このことは、社会科学の他の諸領域についても認められうることにように思われる。というのは、右のことは、政治権力の性格、政治支配の構造の問題を焦点とする日本の政治・経済の総体的構造（帝国主義の世界体系に組みこまれたそれ）の分析があらためて社会科学の課題とされるにいたったことと深く関連しているからである。歴史的現実の総体的な把握という課題がすぐれて方法的な探求ともなりことは、いうまでもない。そしてまさにこのような課題が歴史によって提起されるときに、歴史的現実の総体的把握の可能性そのものを否定するような科学方法論が登場してくることもまた、歴史法則にかなっているのである。

民主主義法学においては、まず六〇年代前半に、当面する段階の日本法を、憲法体系と安保法体系とが対立しつつ

結合するという独特の矛盾的構造をもつものとして分析する視角（「二つの法体系」論）が前面におしだされてくるが、ついで六〇年代の後半には、これに重なりあう形で、「現代」日本法の展開の合法則性を「国家独占資本主義のもとの法」として分析する視角が重視されるにいたる。そうして、論争的契機を当然に裡にふくむこうした探求のつみ重ねを基礎としつつ、七〇年代をむかえるとともに、民主主義・主権・人権・自由等のカテゴリーを歴史の展開自体によって掘りあてられた新しい論理と価値を担うものとして運動の立場からより深く追求する課題に当面することになる。こうした民主主義法学の展開の中で、法的上部構造にかんする認識論そのもののより厳密な吟味が要求されてきたのは当然であって、それはとりわけ、経済、国家（政治）、法の、矛盾・対立を内包する総体的連関を歴史的・論理的に把握する方法の問題があらためて提起されてきたことに示されている、といえよう。こうした課題を解決するにあたつて民主主義法学が考慮しなければならなかったのは、六〇年代に顕著にあらわれてくる科学諸領域における新たな方法的模索とイデオロギー的諸対抗の新たな配置である。マルクス主義についていえば、それは新しい現実にてらして自らの方法的基礎を点検・補強しながら、この状況に対応しなければならなかったが、この過程は、五〇年代後半以降あいついで社会主義体制内部に生じた深刻な問題と関連して、マルクス主義の全理論体系の「再検討」が鋭い対立をはらみながら進行する過程と重なりあつていた。民主主義法学の方法的基礎をマルクス主義にもとめる者にとっては、法的上部構造の認識論の構築にさいしてこの状況に重大な関心を払わざるをえなかった。

さて、本書は、右にのべたような民主主義法学の六〇年代から七〇年代初頭にいたる展開を背景とし、これに刺激されながら書きすすめられたものである。けれども、本書は必ずしもそれに直接的に対応する研究とはいえない。このことは、提起されてくる法学方法論上の諸問題やそれらを解決するにあたつて考慮さるべき社会科学方法論の問題状態のすべてを私が把握していたわけではない、という事情にもよるが、しかし同時に、そうした問題の受けとめ方が、私においては、私なりにいだきつづけてきた問題関心の在りようによつて媒介され、条件づけられたものとな

つてこざるをえない、という事情にもよっている。私は、「法範疇としての所有」(『ソビエト法学』四号、一九五四年)というポスト「法社会学論争」期の小さな覚書にはじまり、最初の論文『社会主義的所有と契約』(東大出版会、一九五七年)を経て『ソビエト法理論史研究』(岩波書店、一九六八年)にいたるまで、「法と経済」という問題へのアプローチの仕方をいくらかずつ考えてきたが、とくに、「法社会学論争」がのこした方法上の問題を、ソビエト法理論史の研究をつうじてつきつめて考えてみるという問題意識(これについては藤田・江守編『文献研究・日本の法社会学』、日本評論社(一九六九年)の解題を参照されたい)、一口でいってしまえば、内容と形態との、歴史的なものと論理的なものとの統一の方法をどのようにしてわがものとするかという問題意識が、五〇年代後半から六〇年代の前半にかけて私を強くとらえていた。六二年から六四年にかけての在外研究を終えてまもなく書いた六六年の論文(本書付論)には、それが直截に顯われている。

『法と経済の一般理論』ノートは、右の論文を解りやすく、くだいて説明せよという編集部の要望で連載を引き受けたのであるが、結果は必ずしもそのようなものにならなかった。こんどは、民主主義法学の中の議論、とくに小論にたいする批判が考慮されざるをえず、これらにどのように応えたらよいか——その意味でどのようにしたらよい「解りやすく」なるか——、という課題が避けがたく私の前に横たわっていたからである。もとより、そのことによつてさきの問題意識が変わったというものでは決してない。けれども、結局この「ノート」の思考過程は、六六年の論文にたいする一つの反省形態として展開されることになった。「ノート」においては「叙述の順序」問題は考慮外となっている。覚書の継ぎ足しという形を予定してスタートしたのだからである。けれども、結果としては、一つの道すじを追いつづける恰好になった。とはいえ、「ノート」を綴りすすむにあたり、あらかじめ確たる見取図が私に用意されていたわけではない。先行するテーマを考えているうちに、つぎに解明しなければならぬ問題が迫ってくる。しかもそれが群をなして立ち現われてくる。何とか選択して一定の方向に通路を開いてゆくと、こんどはその通

りぬけ方がつぎの関門の通り方にぬきさしならぬかわりをもってしまふ。そのときになつて前の問題の意味がはじめて明らかになってくる。といったわけで、苦しまぎれの軌道修正をおこないながら考えすんだ軌跡が「ノート」の道すじなのである。そのようにして、同じ問題関心が、六六年の論文とは異なるもう一つの「一般理論」の道すじを生みだした。

本来、この「ノート」では、「体系」論について「歴史」論に移り、そこで右の問題についていくらか具体的な見通しを立てる予定であつた。そうでないと、そのためにこそこした試みが生きてくるはずの、帝国主義段階もしくは国家独占資本主義のもとでの法の理論的分析、あるいは過渡期ないし社会主義段階における法の理論的分析への橋渡し、ができないからである。それができておれば、「体系」論の通り方も逆にもう少し楽になるはずである。しかし、その前に「体系」論のところで巨壁に直面して進退に苦しみ、「ノート」を閉じざるをえなくなった。したがつてこの「ノート」は未完である。しかし、いわば「ノート第二部」といふべき続篇がいつの日に書けるか、いまのところ見当がついていない。ひとまず「第一部」を刊行し、大方の批判を仰ぐことにした次第である。

「法と経済の一般理論」という標題は、もともと『現代法』第七巻の編者によつて私にあたえられたもので、法と経済との相互関係についての一般的考察というほどの意味のものであるが、「一般理論」という表現の含むニュアンスともかかわつて、なかなか厄介な問題を内包している。「ノート」のばあいにはこれに括弧を付して仮の標題選択であることを示しておいた。本書のばあいにも事情は変らないが、書名としてはあまりすっきりした形にならない。言わんとするところは序説のべてであり、書名としては他に名案もないままに、括弧をはずし、「ノート」という字句も落して六六年の論文と同じ標題になった。

一書にまとめるに當つて「ノート」に加筆した範囲は、雑誌連載という形で書き継いだものを一書にまとめるのに必要な技術的加工、また引用文献の記載方法の変更、用語・訳語の統一等の技術的修正、原意をよりよく伝えるため

の文章の訂正、若干の論点についての補筆と削除、いくつかの新しい文献の追加註記である。補筆には、いくつかのまとまった叙述もふくまれている。なお、「社会構成体」カテゴリーにかんする追加ノートと以前に『法律時報』（一九六九年一月号）に書いた「国家概念について——『法と経済の一般理論』ノート——」のうちの本論部分を「補説」として挿入した。

本書ができあがるまでに、私は、本書の内容に直接あるいは間接に関連するいくつかの論文を発表している。「ノート」のモチーフ全体をそれぞれ違った視点から整理するという意味をもつものとして、「経済と法」（『経済』、一九七二年五号——藤田編『文献選集マルクス主義法学』、学陽書房、一九七三年所収）、「社会体制と法」（潮見俊隆編『社会学』、東大出版会、一九七四年）、「社会と法」という課題にアプローチするためのカテゴリー・システムの若干の問題について（『法社会学』、第二十七号、一九七四年）があり、「ノート」のとりあつかっている個々の問題にかんするものとしては、「営業の自由」と所有権概念」（高柳・藤田編『資本主義法の形成と展開』第一巻、東大出版会、一九七二年）、「法における内容・形態カテゴリーにかんする一考察」（『現代法と労働法学の課題』上、総合労働研究所、一九七四年）、「国家論の基礎的カテゴリーについて」（『現代と思想』、一八号、一九七四年）等がある。「ノート」を一書にまとめるのに役立つことを考慮しつつそうした試みを重ねたのであるが、結局全面的な書き直しのめどは立たず、「ノート」でたどった軌跡をそのままの形でのごししておくことにした。ふりかえってみると、不足ばかりが目につく。念願していた歴史的なものや論理的なものとの統一の方法という視点からみての不足のいまだ大きいことが著者を苦しめている。どこがどのように不足なのか、を書き立てていったのでは本書はでない。いまはそれを読者の手に委ねよう。

本書ができるまで、私は直接間接に多くの方々との協力をいただいた。ここでとくに感謝をこめて記しておきたいのは、六六年の論文と連載中の「ノート」について、民科法律部会の若い会員諸氏、東京、名古屋、京都などの大学院生・学生諸氏とさまざまな機会に議論をする機会をえ、啓発されるところがすくなくなかったことである。

しりごみする私に『法学セミナー』への「ノート」連載をすすめ、踏みぎらせてくれたのは現『法律時報』編集長の川崎猛彦氏であった。そのご、二度の中断にもかかわらず、第二二回まで忍耐をもってつきあってくれたのは『法学セミナー』編集長の山本雄氏である。そして、これを本書にまとめるについては、一年以上名島レイ子氏のお世話になった。この間、小林昭一社長、大石進氏にいろいろな配慮をいただいた。これらの方々に心からお礼申し上げる。

一九七四年十月

著 者

目次

はしがき

序説 「法と経済」という問題の問題性格 一

1 問題提起 一

2 個別領域レヴェルと一般理論レヴェル 二

3 法の一般理論の部分問題か 三

4 法の一般理論の根本問題としての「法と経済」 五

5 現代法分析に即して 八

第一章 社会諸現象における法現象の位置づけにかんする予備的考察 二

一 社会科学の対象としての人間 二

1 課題設定の意味 二

2	いかに出発すべきか……………	三
3	労働——人間の対象的活動……………	五
4	いわゆる「自然史的過程」について……………	六
二	社会現象の総体的把握にかんする基礎的諸範疇の相互関係について……………	三
1	問題の意味……………	三
2	諸カテゴリーの相互連関……………	六
三	「物質的社会関係」について……………	七
1	問題設定の理由……………	七
2	物質的 <u>社会</u> 関係であることと物質的 <u>社会</u> 関係であることとの統一……………	八
3	生産関係の物質性 (Materialität) と物象化 (Verdinglichung)……………	八
4	物質的 <u>社会</u> 関係カテゴリーの把握における抽象化の意味……………	九
	補説「社会構成体」概念について……………	九
第二章	ゲネシス論からみた法のイデオロギー的性格……………	六
	——法の上部構造の生成・現象過程(その1)——……………	
一	「法と経済」の問題にとってイデオロギー分析のもつ意味……………	六
1	問題の設定……………	六
2	問題の重層的構造……………	六

二	「階級意思」・「国家意思」概念への接近の仕方について	七三
三	イデオロギーとしての階級意思の分析の若干の前提	七六
1	社会的意識の生産	七六
2	階級矛盾とイデオロギーの形成	七九
四	階級意思の形成過程について	八二
1	階級意識の現象形態としての階級意思	八三
2	階級の共通意思としての階級意思	八五
3	階級意思形成の組織過程	八七
4	若干の補足的問題点	一〇一
補説	国家概念について	一二三
1	階級的支配・従属関係の社会的編成——社会の政治的編成	一二三
2	公的権力	一二六
3	国家と民族	一二〇
五	支配階級の階級意思の国家意思への転化	一二三
1	国家機関をつうずる階級意思の表現——政策と国家意思	一二三
2	階級意思の公的意思想への転化の論理——法的規範の成立	一二五

3	法意識による媒介	一〇
---	----------	----

第三章	法の上部構造の現象論	一五
-----	------------	----

——法の上部構造の生成・現象過程（その2）——

一	問題の位置づけ	一五
---	---------	----

1	はじめに	一五
---	------	----

2	現象論の意味	一七
---	--------	----

二	法的規範の実現過程	一五
---	-----------	----

1	当面の前提	一五
---	-------	----

2	法の「反作用」もしくは「規制作用」について	一五
---	-----------------------	----

3	法的規範の実現（Verwirklichung）ということの意味	一六
---	---------------------------------	----

4	実現形態もしくは実現過程の媒介過程	一六
---	-------------------	----

三	法的関係と経済的關係	一七
---	------------	----

1	はじめに	一七
---	------	----

2	法的關係の成立について留意すべき点	一八
---	-------------------	----

3	經濟的關係と意思的モメント	一〇
---	---------------	----

4	交換過程と生産過程	一七
---	-----------	----

5	經濟的關係の媒介形態としての法的關係……………	一四
---	-------------------------	----

第四章 歴史的法体系の内的編成……………二五

一	問題の性格……………	二五
---	------------	----

二	「法体系論」の理論史的遺産……………	二四
---	--------------------	----

1	考察の前提……………	二四
---	------------	----

2	ブルジョア法の体系的把握と「経済学の方法」……………	二六
---	----------------------------	----

3	所有を起点とする歴史的法体系論……………	二四
---	----------------------	----

4	「法部門」区分を中心とする法体系論……………	二五
---	------------------------	----

5	法的秩序の「多元的構造」論……………	二六
---	--------------------	----

6	法体系における矛盾の問題……………	二四
---	-------------------	----

三	ふたたび問題の所在について……………	二六
---	--------------------	----

四	「抽象的なものから具体的なものへと上向する方法」について……………	二五
---	-----------------------------------	----

1	「方法」の理解の仕方……………	二六
---	-----------------	----

2	「方法」の第一の側面……………	二六
---	-----------------	----

3	「方法」の第二の側面……………	二七
---	-----------------	----

五	「歴史的なもの」と論理的なものとの相互關係……………	二六
---	----------------------------	----

1	要素的カテゴリーの歴史的規定性	二七
2	カテゴリー系列の歴史的規定性	二九
3	カテゴリー系列の構成	二七
	付論 法と経済の一般理論（一九六六年）	二九

	序——課題と方法	一〇一
--	----------	-----

一	法の形態規定と経済的關係	一〇一
---	--------------	-----

1	社会過程の二重的契機	一〇一
2	法的關係の形態性とその物質的基礎	一〇三
3	当為(Sollen)の契機と経済的必然性	一〇四

二	法の本質規定と再生産構造	一〇四
---	--------------	-----

1	再生産過程と法的關係の階級性	一〇四
2	経済關係の範型の国家權力による規範化	一〇六
3	再生産構造の法規範への表現	一〇〇
4	法規範の経済關係への「反作用」と現実的法關係の形成	一一三
5	国家の経済政策と法	一一七

三	法の歴史性と社会構成体	一一三
---	-------------	-----

1	法の歴史性の意味……………	三三
2	法の発生・死滅の物質的諸条件……………	三三
3	法の歴史的発展と社会構成体……………	三五
むすび	……………	三二

序説 「法と經濟」という問題の問題性格

1 問題提起

一九六六年に、私は講座『現代法』の第七卷『現代法と經濟』で「法と經濟の一般理論」（本書卷末付論）と題する部分を担当した。この巻がよび起したさまざまな議論の中で、私の論文にもいくつかの批判がよせられたが、そこにおける国家權力の分析の不足を指摘するものが多く、この論文が「法の形態規定と經濟的關係」から説き起している点についての疑問も、ある意味ではこのことにかかわっていた。というのは、この疑問は、国家權力と法との關係が説かれることなしに（右の論文ではそれが「法の形態規定」につぐ「本質規定」のところではじめて問題とされる）特定の形態規定をもつ社會關係を「法」として語ることに對する疑問であつた、といつてよいからである。これらについての直接の答えは別に論ずるが、一般に、私の論文にたいする批判には、右のそれをもふくめて、この論文が「法の一般理論」をのべたものだという前提のもとにおこなわれていると思われるものが少なくなかつた。その書かれた条件（講座『現代法』の体系の中での位置）からすれば、そうした批判を「ないものねだり」としてかわすこともできるであらう。しかし、よく考えてみると、そこには、私自身十分に自覺していたとはいえない重要な問題が伏在している。というのは、「法と經濟の一般理論」と「法の一般理論」とはどのように明確に區別されるのか、と自らに問うてみたばあい、必ずしも即座には解答しがたいものを感じざるをえないからである。現に、私自身、「法の形態規定と經濟的關係」にひきつづいて「法の本質規定と再生産構造」についてのべ、さらに「法の歴史性と社會構成